

令和6年度 妊産婦さんの

タクシー利用を支援します



令和6年度に、妊婦健診・出産・産科受診等で医療機関へタクシーで通院する場合の運賃補助を行います。

【対象者：どちらも該当する方】

- ・妊娠28週以上の妊婦 または おおむね産後1か月までの産婦
- ・石岡市に住民票のある方 かつ 市税等の滞納がない方

【内容】

- ・自宅から市外の医療機関間の往路及び復路にかかるタクシー料金が対象です。
- ・タクシー利用1回につき10,000円を上限に運賃分を補助します。
- ・1回の妊娠につき4回まで利用できます。

【補助を受ける方法】

- ① 保健センターに申請 ※タクシーを利用する前に申請が必要です
- ② タクシーを利用。忘れずに領収書をもらう
- ③ 保健センターに実績報告書等を提出

※補助金は実績報告の提出後に口座振込みとなります

※タクシー利用の最終日から3か月を経過する日または年度の3月31日
のどちらか早い日までに提出が必要です

※タクシーを利用しなかった時は、取下げ書の提出が必要です（窓口にあります）



【申請に必要なもの】

- ・申請書（保健センター窓口にあります）
- ・母子健康手帳
- ・自宅から医療機関までのルートと距離がわかる書類

【申請窓口・問合せ先】

こども家庭センター(石岡保健センター内)	石岡市杉並 2-1-1	電話 0299-24-1386
八郷保健センター	石岡市柿岡 2750	電話 0299-43-6655
受付時間 8:30~17:15（土日祝日、年末年始は除く）		